

無登録業者等に関する金融商品取引法第 192 条申立てについて

－証券監視委が投資家被害拡大を食い止める強力な武器に－

証券取引等監視委員会事務局
証券検査課 課長補佐 高邑 聡

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」）は本年 11 月 17 日、無登録で未公開株等の勧誘を業として行っていた株式会社大経について、初めて金融商品取引法 192 条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立てを行った。また、同月 26 日、無届けで株式等の募集を行っていた株式会社生物化学研究所についても、192 条申立てを行った。本稿では、192 条申立ての積極的な活用が求められている理由、および同申立ての概要を説明するとともに、これら 2 件の申立て事案の経緯を説明したい（文中意見にかかわる部分は、筆者の個人的な見解である）。

法執行の課題だった無登録業者の取締り

従来、金融商品取引法（以下、「金商法」）上の登録を受けた業者については金融庁・証券監視委が監督・検査を行い、登録を受けずに詐欺的な商法等を行う無登録業者については通常の行政対応が困難であることから、警察等の捜査当局により対応がなされてきた。

しかしながら、近年、無登録業者による未公開株やファンドの販売による被害が拡大し、社会問題化している状況がある。こうした金商法違反行為を行う者に対して、捜査当局のみならず、金融庁・証券監視委としても、どのような対応が可能かが検討課題となっていた。

こうした状況下、無登録業者に対して金融庁・証券監視委が活用できる制度として金商法違反行為に関する 192 条申立てが注目され、本年 3 月に閣議決定された消費者基本計画においても、次のような具体的施策が打ち出された（施策番号 62）。

「無登録業者による未公開株の販売やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の実効性を確保するため、罰則規定の整備を盛り込んだ法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、差止命令の申立て制度の活用に向け関係者間で検討を進めます」

金商法 192 条の活用は、政府としての課題となっていた。

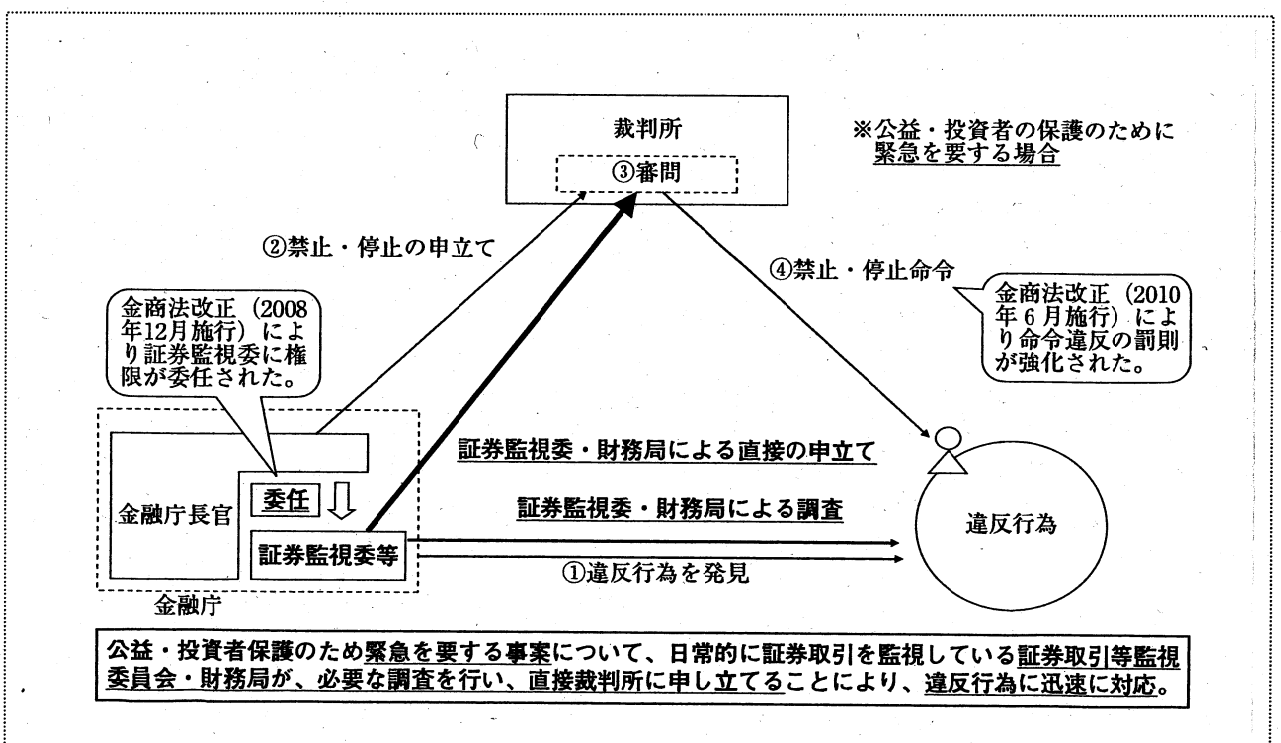
金商法 192 条の沿革と仕組み

金商法第 192 条第 1 項は、「裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣（中略）の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる」と規定している（以下、「192 条申立て」）。

また、これに関連し、同法第 187 条は「内閣総理大臣（中略）は、（中略）第 192 条の規定による申立てについて、必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる」と規定し、「関係人若しくは参考人に出頭を命じて意見を聴取し、又はこれらの者から意見書若しくは報告書を提出させること」や「関係人の業務若しくは財産の状況又は帳簿書類その他の物件を検査すること」などの調査（以下、「187 条調査」）の権限を内閣総理大臣に与えている。

これらの規定は、アメリカの法制を参考にして 1948 年に制定された証券取引法の時代から存在した条文ではあるが、冒頭に述べた 2 件の申立てに至るまで長い間活用されず、「抜かすの宝刀」と呼ばれていた。

これにはいくつかの理由が考えられようが、まず 192 条申立ておよび 187 条調査の権限が内閣総理大臣から金融庁長官にしか委任されていなかったことがあげられる。金融庁は証券取引等に対するオンサイトの検査・監視を専担しているわけではないため、これらの権限を行使するのは実質的には困難であった。こうした問題点をふまえ、2008 年の金商法改正（同年 12 月施行）によって、オンサイトで金商法違反行為に目を光らせることのできる証券監視委にも権限が委任されることとなり、「抜かすの宝刀」の行使に向けた環境が整えられた（図表参照）。



ところが、その後、金商法第 192 条第 1 項に基づく裁判所による禁止・停止命令（以下、「192 条命令」）への違反に対する罰則が十分ではないという問題も明らかとなった。すなわち、金商法第 198 条第 8 号により、192 条命令に違反した者は「3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とされていたが、ここでいう「違反した者」とは自然人（個人）であり、法人は含まないと解されているため、法人を処罰するためには特別の処罰規定（両罰規定）が必要であった。金商法違反行為が法人形態で行われることが多いなかで、192 条命令への違反についてはそうした両罰規定がなかったため、法人に対する 192 条命令の実効性が担保されていなかった。

こうした点をふまえ、本年の金商法改正（本年 6 月施行）によって同法第 207 条第 1 項第 3 号が改正され、法人の代表者または法人、もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務または財産に関し、192 条命令に違反したときは、その法人に対して 3 億円以下の罰金刑が重科されることとなった。このほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が 192 条申立ておよび 187 条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

このように一連の法改正によって「使い勝手」のよくなった 192 条申立ての活用を図るため、証券監視委としては本年の改正金商法の施行後、早速体制整備等を進めるとともに、金融庁・財務局の監督部局や消費者庁、国民生活センター、捜査当局、日本証券業協会等とも連携し、無登録業者等に関する情報収集・分析を精力的に進めてきた。その成果が、このたびの 2 件の申立てにつながった。

大経に関する 192 条申立て

(1) 申立ての経緯

株式会社大経（以下、「大経」）は東京都中央区所在のコンサルティング会社であるが、後述するように 03 年 7 月の設立以来、金融商品取引業の登録等を受けないまま未公開株等の勧誘を行っていたようである。

同社については投資家から多数の苦情を受け、本年 3 月、関東財務局が無登録営業に対する警告書を発出した。これに対し、同社は本年 4 月、同財務局に対して無登録営業を中止する旨の回答を行った。

しかしながら、その後も同社が無登録営業の勧誘を行っているとの情報が寄せられたため、証券監視委が 187 条調査を実施したところ、同社は金融商品取引業の登録を受けずに本年 2 月ごろから 6 月ごろまでの間、業として株式会社生物化学研究所（以下、「生物化学」）が新規に発行する株式および新株予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約 100 名の投資家が生物化学の株式等を取得していたほか、本年 11 月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたことが判明した。

また、大経はこのほかにも 03 年 7 月の設立以来、株式会社応微研、株式会社ビーシーエス、株式会社ディー・ジー・コミュニケーションズ、株式会社イー・マーケティング

の未公開株について、投資家に対する取得の勧誘を繰り返していたことも判明した。

このような大経の行為は、「金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない」と規定する金商法第 29 条に違反するものである。また、同社およびその役員 2 名は当該違反行為を今後行う蓋然性が高いものと認められた。

このため、本年 11 月 17 日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、同社およびその役員 2 名を被申立人として、金商法違反行為（無登録で株式等の売買、売買の媒介もしくは代理または募集若しくは私募の取扱いを業として行うこと）の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行った。

(2) 東京地方裁判所による 192 条命令

本申立てを受け、東京地方裁判所は審問を経たうえで本年 11 月 26 日、申立ての内容どおり、「被申立人は、いずれも、金商法第 29 条の登録等を受けずに、株券等の売買、売買の媒介若しくは代理又は募集若しくは私募の取扱いを業として行ってはならない」旨の 192 条命令を下した。証券監視委としては公益および投資者保護の観点から、同地方裁判所において迅速かつ適切な判断がなされたものと考えている。

なお、かりに大経がこの 192 条命令に違反した場合は、前述のとおり罰則の対象になることとなり、捜査当局により適切な対応がなされるものと考えている。

生物化学研究所に関する 192 条申立て

生物化学は、山梨県中央市所在の健康食品の研究開発等を行う会社である。

前述のとおり、証券監視委が大経に対して行った 187 条調査において、生物化学が本年 2 月ごろから 6 月ごろまでの間、7 回にわたって自社の株式および新株予約権の発行を行い、無登録業者である大経と連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約 100 名の投資家に株式等を取得させていたことが判明した（株式の払込金額約 1 億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額約 2 億 2000 万円）。また、生物化学は同年 11 月末発行予定の株式について、投資家に対する取得の勧誘を行っていたことも判明した。

同社は各発行のいずれについても有価証券届出書を提出していないが、7 回のうち 6 回の発行に係る株式等、および同年 11 月末発行予定の株式に関する取得の勧誘は、いずれも有価証券の募集に該当し、かつ、「有価証券の募集は、発行者が当該有価証券の募集に関し内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、することができない」と規定する金商法第 4 条第 1 項本文の規定の適用を受ける。つまり、同社の株式および新株予約権発行は有価証券届出書を提出しなければ行ってはならないものであると認められた。

このような生物化学の行為は金商法第 4 条第 1 項本文等に違反するものであり、また、同社は当該違反行為を今後行う蓋然性が高いものと認められた。このため、本年 11 月 26 日、証券監視委は甲府地方裁判所に対し、生物化学を被申立人とする金商法違反行為（無届けで有価証券の募集を行うこと等）の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行っ

た。

なお、生物化学の無届募集に関しては、同日、関東財務局が警告書を発出している。この警告書は、同財務局がこれまで行ったヒアリングや、証券監視委が行った大経に関する192条申立てなどの情報により、生物化学が無届募集を行っていることが認められたことから、当該行為を取り止めるよう発出されたものである（金融庁ウェブサイトにおいても公表）。

他方、証券監視委の同社に関する192条申立ては、同社が無届募集を行っており、また、今後も行おうおそれがあることが認められたため、公益および投資者保護の観点から、将来にわたって行われる違法行為をも視野に入れて、当該違法行為の禁止・停止命令の申立てを行ったものである。証券監視委としては、今後、甲府地方裁判所において適切な判断がなされるものと考えている。

違法行為を未然に防止する強力な手段

このたびの2件の192条申立ては、すでに述べたように、本年の改正金商法の施行等による制度整備を受け、証券監視委において、政府としての課題ともなっていた192条申立ての積極的な活用に向け、関係機関と連携しながら準備を進めてきた成果である。とりわけ192条申立てのおもな対象と想定されていた無登録業者に対する187条調査については、登録業者を相手方とする証券監視委の従来の証券検査とは性質が大きく異なることから、その実施にあたっては証券監視委内にプロジェクト・チームを設け、体制の整備、ノウハウの蓄積等を急いで進めてきた。

これまで無登録業者による未公開株等の販売等については、金融庁・財務局による警告や捜査当局による対応のみにより対処されてきた。加えて、証券監視委が192条申立てという金商法違反行為に対する抑止手段をもち、かつ、実際にそれを活用する意思を対外的に示したという意味で、このたびの2件の192条申立ては公益および投資者保護の観点から大きな意義をもつものと考えている。

また、発行会社による無届での募集行為についても、過去の違反に対する課徴金勧告や現在の違反に対する警告書の発出という手段に加え、未公開株等の勧誘を行っていた無登録業者への187条調査を通じて無届募集の事実を把握し、金融庁・財務局と連携しながら192条申立てを行うことにより、現在の違反の停止および将来の再発防止に向けた新たな手段があることを対外的に示した点も、大きな成果であったと考えている。

証券監視委としては、引き続き関係機関と緊密に連携し、公益および投資者保護の観点から無登録営業や無届募集等の金商法違反行為に対して厳正に対処していく考えである。